

毎週火、金曜日発行（但休日）に当る時は翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第五百六十一号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二条第二項の規定に基づき、土地配分計画を作成したので、同法同条第三項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十九年十月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

目次

◇告示

農地法による土地配分計画の作成
新たに行なおうとする土地改良事業の認可
鳥取県地方労働委員会労働者委員等の候補者
推薦要領

公共測量を実施する旨の通知
公有水面の埋立の追認

◇公告

危険物取扱主任者試験の実施
クリーニング師試験の合格者
保母試験の合格者
農業改良普及員等の資格試験の合格者

土地	若	桜	八頭	若	桜	諸	鹿	五	反	三〇	五	反	一〇	一	反	七	一〇	要
区分	地区名	所在地	入口	植増	反	団	体	摘	要									
(工区)	郡市	町村	大字	口売予 数渡定	口売予 数渡定	口売予 数渡定	口売予 数渡定	口売予 数渡定	口売予 数渡定	口売予 数渡定	口売予 数渡定	口売予 数渡定	口売予 数渡定	口売予 数渡定	口売予 数渡定	口売予 数渡定	口売予 数渡定	口売予 数渡定
				渡面積	渡面積	渡面積	渡面積	渡面積	渡面積	渡面積	渡面積	渡面積	渡面積	渡面積	渡面積	渡面積	渡面積	渡面積

新規入植二〇口五戸
(宅地五口、農地五口、
草地五口、薪炭林地五口)
採

計

五・ 反 五

反 一 反

既入植者増地一、二口、五戸
(宅地二口、農地五口、採
草地五口)
新規団体三口、一団体
(共同作業場用地一口、防
風林地一口、道路敷地一口)

鳥取県告示第五百六十二号

羽合土地改良区から申請のあつた新たに行なうとする
土地改良(暗渠排水)事業は、土地改良法(昭和二十四
年法律第九十五号)第四十八条第三項において準用す
る同法第十条第一項の規定により、昭和三十九年十月六
日認可した。

昭和三十九年十月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百六十三号

地方労働委員会の委員の候補者の推薦に關し、次のと

おり第十九期鳥取県地方労働委員会(労働者委員候補者推
薦要領を定めたので、労働組合法施行令(昭和二十四
政令第二百三十一号)第二十一条第一項の規定により推
薦を求める。
昭和三十九年十月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第十九期鳥取県地方労働委員会(労働者委員
候補者推薦要領

候補者推薦要領

一 推薦する者の資格

(一) 労働者委員の候補者を推薦する者は、鳥取県の区
域内のみ組織を有し、かつ、労働組合法(昭和二

十四年法律第七十四号)第二条の規定に適合する
労働組合であること。

(一) 使用者委員の候補者を推薦する者は、鳥取県の区
域内のみ組織を有し、労働問題を取り扱うことを
主な目的としているか又は業務の主要な部分として
いる使用者団体であること。

二 推薦される者の資格

労働者委員又は使用者委員の候補者は、ともに労働組
合法第十九条第八項前段に規定する者でないこと。

三 推薦手続

(一) 労働組合は、推薦書(別記(一))に次の書類を添え
て、所定の期間内に所轄労働事務所を経由して知事
に提出すること。

イ 労働組合資格審査申請書(別記(一))

ロ 組合規約

ハ 労働協約

ニ その他資格の立証に必要な資料

1 役員名簿

2 経理状況
3 従業員数及び組合員数(男、女別)
4 組合事務所の借上状況
5 福利厚生への援助を受けている状況(資格を立
証するため、労働委員会に手続中のものは、労
働組合資格審査申請書に付記すること。)

(二) 使用者団体は、推薦書を所定の期間内に所轄労働
事務所を経由して知事に提出すること。

四 推薦することができる候補者の数別に制限はないが、
二人以上の場合、順位を付すること。

五 推薦の期間

昭和三十九年 十月六日から
昭和三十九年十一月五日まで

鳥取県知事

石 破 二 朗

所在地
労働組合名又は使
用者団体の名称

鳥取県知事 石 破 二 朗

④

労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第2条第1項の規定により鳥取県地方労働委員会の労働者(使用者)委員候補者として次の者を推薦します。

氏名	生年月日	現住所	労働者所屬租合名及地位 労働者所屬租合名及地位 労働者所屬租合名及地位	経歴	備考

(註) 経歴欄には、年月日順に学歴、職歴、組合歴等
をできるだけ詳細に記入すること。

別記(1)

労働組合資格審査申請書

昭和 年 月 日

鳥取県地方労働委員会

会長 氏名 殿

所在地
労働組合同名及
び代表者氏名

鳥取県地方労働委員会労働者委員候補者の推薦手続に
参与したので、労働組合法(昭和24年法律第174
号)第5条第1項の規定により資格を審査していただき
よう次の書類を添えて申請します。

記

- 1 労働組合同規約
- 2 労働協約
- 3 その他

鳥取県告示第五百六十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条
において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、
広島郵政局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通
知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。
昭和三十九年十月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 作業種類 通信地図修正測量
- 二 作業期間 昭和三十九年十月 十三日から
昭和三十九年十月二十八日まで
- 三 作業地域 岩美町、羽合町

鳥取県告示第五百七十号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第三十六
条第二項の規定に基づき、昭和三十九年十月六日次のと
おり公有水面の埋立を追認したので、同法同条第三項で
おいて準用する同法第十一條の規定により告示する。
昭和三十九年十月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 埋立の追認を受けた者

鳥取市長 高 田 勇

二 埋立の場所及び面積

鳥取市湖山町字新開三

- 三五六番、三五三七番、三五三八番、三五三九番、
三五四七番、三五四六番、三五四五番地先湖山池一

町四反二〇歩

鳥取市湖山町字西代

・二〇三二番、二〇二五番、二〇二二番地先湖山池六
反二畝一〇歩

埋立の目的

田地造成

公 告

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の2第
3項に規定する危険物取扱主任者試験を次のとおり実施
する。

昭和39年10月6日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の期日及び場所

試験の期日 昭和39年11月15日午前8時30分
から

から

試験の場所 鳥取市東町1丁目 鳥取県庁講堂

倉吉市界町 倉吉東高等学校

00517

米子市鶴町 米子西高等学校

2 試験の種類 乙種危険物取扱主任者試験 (第4類)

3 試験科目

(1) 基礎物理学及び基礎化学

ア 危険物の取扱作業に関する保安に必要な基礎物理学

イ 危険物の取扱作業に関する保安に必要な基礎化学

ウ 燃焼及び消火に関する基礎理論

(2) 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法

ア すべての種類の危険物の性質に関する概論

イ 第4類の危険物に共通する特性

ウ 第4類の危険物に共通する火災予防及び消火の方法

エ 第4類の危険物の品名ごとの一般性質

オ 第4類の危険物の品名ごとの火災予防及び消火の方法

(3) 危険物に関する法令

4 受験資格

昭和39年11月14日までに6月以上の危険物取扱の実務経験を有する者

5 受験手続

(1) 受験願書受付期間

昭和39年10月6日から昭和39年10月26日午後5時まで(郵送の場合は、昭和39年10月26日午後5時までに着信のものに限る。)

(2) 受験願書の提出先

鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県総務部地方課

(3) 提出書類等

ア 受験願書

イ 6月以上危険物取扱の実務経験を有することを証する書類

ウ 写真1枚

受験願書提出前6月以内に撮影した脱帽正面上半身像の手札型のもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年令を記載したものを受験願書の写真欄

00518

にはりつけること。

エ 受験手数料

500円に相当する額の鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはりつけて納付すること。

6 その他

(1) 危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類は、危険物取扱の実務に就いた雇用主(会社の支店等にあつては支店長)の証明

(2) 納付した手数料は、申込みの取消し又は受験しなかつた場合でも返還しない。

(3) 甲種危険物取扱主任者試験及び乙種危険物取扱主任者試験のうち第1類、第2類、第3類、第5類、第6類については、昭和40年6月発行なう予定である。

(4) その他不明の点は、鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県総務部地方課にお問い合わせください。

昭和39年9月25日に実施したクリーニング師試験の合格者は、次のとおりである。

昭和39年10月6日

鳥取県知事 石 破 二郎

小松原英樹	小松原杉子	高橋 昭夫	渡部 静子
長浜早伎子	木下美智枝	能勢 光夫	下垣ふみ子
秋村洋一郎	岩田 憲昌	倉本 昌訓	丸橋 俱子
西原 世吉	八田 満	山本 健嗣	浜本 昭男
新井 洋一			

児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第13条第2項の規定により昭和39年9月に行なつた保母試験の合格者は、次のとおりである。

昭和39年10月6日

鳥取県知事 石 破 二郎

合格者	中村 哲子	吉田 礼子	浦瀬 秀子	朝田 翠
	木原 春枝	滝田万喜枝	湯口 敏子	尾崎 恭子

鳥取県知事 石 破 二 朗

00519
第3種郵便 鳥取県知事 公 署 第5571号

昭和39年10月6日 火曜日 鳥取県知事 公 署 第5571号

岡崎 恭子 村上 文恵 藤原 春枝 甲斐都史子
坂田 久枝 架山 常子 宗元 光江

鳥取県知事 石 破 二 朗
1 鳥取県改良普及員資格試験条例(昭和27年12月鳥取県条例第59号。以下「条例」という。)第3条第1項第1号に掲げる事項についての農業改良普及員資格試験の合格者

一部科目合格者
米山 さよ子 吉田 哲子 野田 敏子 前田小百合
磯田 和子 小林 斉子 藤木 秋子 石田 政子
柴田 淑子 山崎 淑子 橋本 綾子 福光 澄子
大塚 順子 釜本 美幸 八木恵美子 横地 明子
岡村 俊子 藤山まさ江 高木 敏恵 石原 祐子
田中 雪子 西村 明美 橋本 朋子 川田 文子
妹山 薫子 伊達 律子 原田 久子 清水 正子
田中 宥江 西木 潤子 松本 桂子 中島 敦子
山本 東恵 山西 寿枝 小林美穂子 橋本理恵子
矢城 咲子 木原 正枝

受検番号 氏 名 受検番号 氏 名
1 田中 佑一 2 堀江 隆博
3 引田 忠勇 5 徳井 昌康
6 山本 昌司 8 宇野 拓野
9 天野 景光 10 羽田 定義
12 沢田 秀男 13 遠藤 喜久
14 渡辺征四郎
2 条例第3条第1項第2号に掲げる事項についての農業改良普及員資格試験の合格者
受検番号 氏 名 受検番号 氏 名
1 二宮 隆 2 西本 公三
3 赤井 育穂 4 重親 操
5 影山 英雄 6 陶山健太郎

昭和39年9月に実施した農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験の合格者は、次のとおりである。
昭和39年10月6日

00520

鳥取県知事 公 署 第3571号

昭和39年10月6日 火曜日 鳥取県知事 公 署 第3571号

8 堀内 喜一 9 松村 豊
10 森田 一則

3 条例第3条第1項第1号に掲げる事項についての生活改良普及員資格試験の合格者

受検番号 氏 名 受検番号 氏 名
1 安岡 一江 2 長谷川寿恵子
4 条例第3条第1項第2号に掲げる事項についての生活改良普及員資格試験の合格者
受検番号 氏 名 受検番号 氏 名
1 仲倉 和子 2 林原 淳美
3 小井手寿美子 6 横山 隆子
7 中村 尚子 8 吉田 範子
9 瀬川満智子